

答申第 703 号

平成 30 年 12 月 7 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 8 月 31 日付けで諮問された特定教職員の処分に関する文書一部非公開の件（諮問第 764 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定教職員の処分に関する文書を一部非公開とした処分のうち、審査請求の対象とされた部分について、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報は公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年6月26日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定新聞記事に掲載された特定教員及び特定県職員（以下「特定教職員」と総称する。）に対する人事上の措置（以下「本件措置」という。）を取ったことを示す起案文書等すべてについて、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成29年7月10日付けで、同年3月22日付け事故報告書（以下「A文書」という。）、同月23日に行われた関係者からの事情聴取に係る事情聴取概要（以下「B文書」という。）、人事考査委員会の審査結果に係る同月27日付け起案文書（以下「C文書」という。）、人事考査委員会の審査結果に係る同月28日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同月29日に行われた辞令交付に係る次第（以下「E文書」という。）及び特定教職員に対する人事上の措置に係る同月27日付け起案文書（以下「F文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次に掲げる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定を行った。

ア 特定教職員に係る生年月日、住所、最終学歴、職員履歴等

イ 特定教職員の職員番号及び住所

ウ 特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述

エ 特定教職員に対する評価

オ 人事上の措置に係る基準を推測させる事項

カ 特定教職員の心身の状況、健康状態等に関する情報

キ 特定教職員以外の第三者に関する情報

(3) 審査請求人は、平成29年7月24日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、前記一部公開決定のうち、別表1に掲げる情報を非公開とする決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第19条第3項に規定される依頼に基づき当審査会に提出された資料における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) A文書及びB文書

別表1の $\alpha$ 欄に掲げる情報は、特定県立学校での勤務時間内に行われた職務違反行為であることから、公務員の職務の遂行に関する情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報として条例第5条第1号ただし書ウに該当し、公開されるべきである。

#### (2) C文書及びD文書

##### ア 別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、前記(1)と同様の理由により、条例第5条第1号ただし書ウに該当し、公開されるべきである。

##### イ 別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報

###### (ア) 条例第5条第1号該当性について

別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報は、前記(1)と同様の理由により、条例第5条第1号ただし書ウに該当し、公開されるべきである。

###### (イ) 条例第6条該当性について

別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報については、条例第6条の規定に基づき部分公開すべきである。非公開とする情報は、必要最小限度の範囲に限られるべきである。

###### (ウ) 条例第7条該当性について

本件措置については、特定新聞記事において特定教員の氏名及び年

年齢並びに特定県職員の年齢が報道されており、既に一般にその内容が了知されている。したがって、別表1のγ欄に掲げる情報は、学校現場で教職員により起こされた条例及び規則違反に関するものとして条例第7条の規定に基づき公開されるべきである。

(3) E文書及びF文書

別表1のδ欄に掲げる情報は、前記(1)と同様の理由により、条例第5条第1号ただし書ウに該当し、公開されるべきである。

(4) その他

実施機関は、本件処分において、当初特定した文書を公開した際に、審査請求人から存在するはずである旨指摘された文書について、特定漏れがあったとして後日改めて公開している。また、当該文書を公開した際にも、審査請求人が当該文書とは別の文書が存在するはずである旨指摘すると、特定漏れがあったとして後日、公開するという対応を行っている。実施機関は、当初、これらの文書について存在していない旨説明していたことから、帳尻を合わせるために後日作成したとの疑念を持たざるを得ない。

4 実施機関（教育局行政部行政課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書並びに条例第19条第3項の規定に基づき当審査会で行われた実施機関の職員による口頭説明聴取における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) A文書及びB文書

別表1のα欄に掲げる情報は、特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述で、特定教職員によるものとして記録されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、神奈川県情報公開審査会答申第299号等で教員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述については、当該教員の私的側面を有する情報であることから、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないとされている。したがって、別表1

の $\alpha$ 欄に掲げる情報は、同号ただし書ウには該当しない。

(2) C文書及びD文書

ア 別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta$ 欄に掲げる情報は、前記(1)と同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当し、また、その内容及び性質にかんがみれば同号ただし書ウには該当しない。

イ 別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報

(ア) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報は、人事上の措置に係る基準を推測させる事項で、人事考査委員会において委員が審査した本件措置の内容を含むものである。教育委員会においては、教職員の不祥事などについて懲戒処分とすべきものは「懲戒処分の指針」で規定しているが、懲戒処分に至らない人事上の措置については、かかる指針を作成しておらず、過去の事例に照らして処理している。したがって、これらの情報を公開すると、人事考査委員会における審査内容から、教育委員会における人事上の措置の基準が推測され、同基準が明らかとなれば、人事上の措置にまで及ばない程度の非違行為を招きかねず、もって、教職員の非違行為の抑止効果が失われ、ひいては教職員人事事務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがある。したがって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 条例第5条第1号本文該当性について

別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報は、人事上の措置に係る基準を推測させる事項で、人事考査委員会において委員が審査した本件措置の内容が記録されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 条例第6条該当性について

審査請求人は、別表1の $\gamma$ 欄に掲げる情報について、条例第6条の規定に基づき部分公開すべき旨主張している。

しかしながら、かかる情報は、実施機関が本件措置の案の作成に当

たり、検討した内容として、本件措置の原因となった事実、本件措置を実施すべきであると判断する理由及び本件措置の案が記載されている。また、その内容は、本件措置の案の検討過程における詳細かつ具体的なものであり、全体としてどのような情報が判断材料とされるか、本件措置の適否、軽重等の判断要素が推測される情報であることから非公開としたものであり、部分公開すべきものではない。

(エ) 条例第7条該当性について

審査請求人は、別表1のγ欄に掲げる情報について、条例第7条の規定に基づく裁量的公開をすべき旨主張するため、次のとおり反論する。

同条は、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合に、実施機関の判断により、非公開情報を公開することができるものであるところ、かかる情報については、公益上特に必要であると認められないことから、公開すべきものには当たらない。

(3) E文書及びF文書

ア 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1のδ欄に掲げる情報は、前記(2)イ(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 条例第5条第1号本文該当性について

別表1のδ欄に掲げる情報は、前記(2)イ(イ)と同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取し、また、同項が規定する依頼に基づき審査請求人から提出された資料を収受した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、特定教職員に対して取られた人事上の措置に関するものであって、A文書は当該措置の原因となった事実に関する事故報告書、B文書は当該措置に先立って行われた特定教職員に対する事情聴取内容を取りまとめた文書、C文書は当該事実に関し、人事考査委員会において処分等の要否を審査した結果に関する起案文書、D文書は当該結果を教育長に報告した文書並びにE文書及びF文書は本件措置の実施にかかわる文書であることが認められる。

### (3) A文書及びB文書

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

当審査会が確認したところ、別表1のα欄に掲げる情報は、特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述であつて、その氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、同号本文に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、これらの情報が特定県立学校における勤務時間内に行われた職務違反行為であることから、同号ただし書ウに該当する旨主張しているため、この点について検討する。

同号ただし書ウにいう「公務員等の職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報であつて、行政

処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として出席した会議における発言、その他の事実行為に関する情報をいうと解されるものであるため、公務員等に関する情報であっても、それが人事管理上保有される健康や休暇、身分取扱いに関する情報等である場合には、職務遂行の内容に関する情報とは言えないため、同号ただし書ウには該当しないものであると解される。

これを本件について見ると、別表1のα欄に掲げる情報は、前記のとおり、人事上の措置の原因となった事実に関するものであって、人事上の措置に関する情報と同視できるものであり、公務員の身分取扱いに関する情報であると認められる。したがって、これらの情報は同号ただし書ウに該当しないと判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、別表1のα欄に掲げる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

#### (4) C文書及びD文書

##### ア 別表1のβ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報は、記載されている文書は異なるものの、その内容は、別表1のα欄に掲げる情報と同質のものであるため、前記(1)と同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

##### イ 別表1のγ欄に掲げる情報

###### (ア) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務



又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、同号エは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

また、同号アからオまでの各規定に該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

この点について、審査請求人は、前記3(2)イ(イ)のとおり、別表1のγ欄に掲げる情報は、条例第6条の規定に基づき部分公開されるべきである旨主張しているが、当審査会が確認したところ、これらの情報については、次のとおり、別表2のγ-1欄並びに別表3のγ-2欄及びγ-3欄に容易かつ本件請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離した上で、本件処分により非公開としたことの当否を検討することが可能であると認められるため、以下、かかる区分に従って検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のγ欄に掲げる情報のうち別表2のγ-1欄に掲げる情報は、人事上の措置に係る基準を推測させる事項で、人事考査委員会の審査内容を含むものであることが認められる。したがって、これらの情報を公開すると、実施機関が説明するのとおり、人事考査委員会における審査内容から、教育委員会における人事上の措置の基準が推測され、同基準が明らかとなれば、人事上の措置にまで及ばない程度の非違行為を招きかねず、もって、教職員の非違行為の抑止効果が失われ、ひいては教職員人事事務の円滑な遂行を困難にするおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、同号柱書に該当すると判断する。

しかしながら、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、別表3のγ-2欄に掲げる情報は、人事考査委員会における審査内容そのものに関する情報とは認められないため、これを公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生じると認めることはできない。

また、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、別表3のγ-3欄に掲げ

る情報について、当審査会が確認したところ、かかる情報は、報道機関による取材に対し実施機関が回答を行い、記事化された情報であると認められたため、これを公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生じるとは認めることは困難である。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、別表3のγ-2欄及びγ-3欄に掲げる情報は、同号柱書に該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、別表1のγ欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、前記(ア)のとおり、これらの情報のうち別表2のγ-1欄に掲げる情報については、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号本文該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。したがって、以下においては、別表1のγ欄に掲げる情報のうち別表3のγ-2欄及びγ-3欄に掲げる情報の同号本文該当性について判断する。

当審査会が確認したところ、これらの情報は、人事上の措置に係る基準を推測させる事項であって、本件措置の原因となった事実について、人事考査委員会において処分等の要否を審査した結果として記載されたものであることから、同号本文に該当するとも思える。しかしながら、別表3のγ-2欄に掲げる情報は、審査結果そのものではなく、単なる項目名に過ぎないことから、同号本文に該当しないと判断する。

他方、別表3のγ-3欄に掲げる情報は、特定教職員が本件措置を受けることとなった行為そのものが記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、同号本文に該当すると判断する。

もっとも、別表3のγ-3に掲げる情報は、前記のとおり、報道機関による取材に対し実施機関が回答を行い、記事化された情報であると認められるため、慣行として公にされた情報であると認められる。

よって、かかる情報は、同号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、別表1のγ欄に掲げる情報について、同条による裁量的公開を求めているため、以下、これらの情報のうち前記(ア)において条例第5条第4号柱書に該当すると判断した別表2のγ-1欄に掲げる情報の条例第7条該当性について検討する。

同条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

これを本件について見ると、別表2のγ-1欄に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

#### (5) E文書及びF文書

##### ア 条例第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報のうち別表2のδ-1欄に掲げる情報は、別表2のγ-1欄に掲げる情報と同質のものであるため、前記(4)イ(ア)と同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

##### イ 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、別表1のδ欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該

当する旨説明するが、前記アのとおり、これらの情報のうち別表2のδ - 1欄に掲げる情報については、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号本文該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。したがって、以下においては、別表1のδ欄に掲げる情報のうち別表3のδ - 2欄に掲げる情報の同号本文該当性について判断する。

当審査会が確認したところ、別表3のδ - 2欄に掲げる情報は、別表3のγ - 3欄に掲げる情報と同質のものであるため、前記(4)イ(イ)と同様の理由により、同号本文に該当するものの、同号ただし書イに該当すると判断する。

## 6 付言

### (1) 実施機関による文書の特定について

審査請求人は、前記3(4)のとおり、実施機関による文書の特定が不十分であり、二度に渡り、追加的に文書の特定がなされた旨主張しているため、以下、この点について付言する。

当審査会が確認したところ、審査請求人が主張するとおり、実施機関による当初の文書の特定には不備があり、審査請求人の指摘を契機として、追加的な文書の特定がなされたことが認められる。

行政文書の公開請求に対する諾否決定にあっては、当該公開請求の対象とされた文書の特定が遺漏なく行われることが、適切な諾否決定の前提となるものであるから、実施機関においては、今後、より慎重に、公開請求の対象とされた文書の特定を行うべきである。

### (2) 諾否決定の理由と非公開情報の整合性について

当審査会が確認したところ、本件処分においては、実施機関が説明する理由を前提とすれば、本来、非公開と解される情報を公開するなど、諾否決定の理由と実際に非公開とした情報に不整合が生じている点が散見される。

このような運用は、実施機関に対する信頼を損なうものであるのみならず、条例が保護しようとする法益の侵害を招くものであることから、実施機関にあっては、今後、同様のことがないように正確かつ慎重な諾否決定を

行うべきである。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

審査請求の対象となった非公開情報一覧		
文書区分	非公開情報	
α	A 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書 3 頁目中、1 行目 39 文字目から 2 行目まで、4 行目 18 文字目から 28 文字目まで、12 行目、15 行目 36 文字目から 41 文字目まで</p>
	B 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書 2 頁目中、13 行目 18 文字目から 14 行目まで、26 行目 22 文字目から 27 行目まで、29 行目 13 文字目から 19 文字目まで</p> <p>○ 左記文書 4 頁目中、17 行目 19 文字目から 19 行目まで、35 行目 19 文字目から 37 行目まで</p> <p>○ 左記文書 5 頁目中、18 行目 25 文字目から 19 行目 2 文字目まで、同行目 20 文字目から 20 行目まで、23 行目から 32 行目まで</p> <p>○ 左記文書 6 頁目中、29 行目 5 文字目から 11 文字目まで</p> <p>○ 左記文書 7 頁目中、1 行目 8 文字目から 13 文字目まで、17 行目 25 文字目から 30 文字目まで、26 行目 27 文字目から 32 文字目まで</p> <p>○ 左記文書 8 頁目中、17 行目、20 行目 19 文字目から 22 文字目まで、23 行目 37 文字目から 25 行目まで、26 行目 36 文字目から 27 行目まで、30 行目から 33 行目まで</p>
β	C 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 2 欄第 1 項のうち 4 行目 18 文字目から 5 行目まで、9 行目 17 文字目から 23 文字目まで、48 行目 19 文字目から 50 行目まで</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 2 欄第 1 項のうち 1 行目から 2 行目まで、23 行目 30 文字目から 24 行目 13 文字目まで、同行目 31 文字目から 26 行目まで、同欄第 2 項のうち 13 行目 10 文字目から 16 文字目まで、22 行目 13 文字目から 17 文字目まで</p> <p>○ 左記文書 6 頁目表中、第 2 欄第 1 項のうち 7 行目 19 文字目から 24 文字目まで、26 行目 6 文字目から 14 文字目まで、29 行目 19 文字目から 22 文字目まで、33 行目 5 文字目から 34 行目まで、36 行目 4 文字目から 9 文字目まで</p>

別表 1 < 続き >

		審査請求の対象となった非公開情報一覧
文書区分	非公開情報	
γ	C 文書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項 ○ 左記文書 8 頁目最下段の枠中、1 行目を除いた記載内容のすべて ○ 左記文書 9 頁目枠中、記載事項のすべて
	D 文書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 5 欄第 2 項のうち 1 行目 2 文字目から 15 行目まで、同欄第 3 項のうち 1 行目 2 文字目から 5 行目まで、第 6 欄第 2 項から同欄第 3 項まで、第 7 欄第 2 項のうち 1 行目 2 文字目から 4 行目まで、同欄第 3 項のうち 1 行目 2 文字目から 5 行目まで
δ	E 文書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項 ○ 左記文書中、11 行目 2 文字目から 13 文字目まで、13 行目 2 文字目から 13 文字目まで
	F 文書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項 ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目 22 文字目から 25 文字目まで、4 行目から 18 行目まで、20 行目 ○ 左記文書 3 頁目中、1 行目 21 文字目から 24 文字目まで、4 行目から 10 行目まで、12 行目 ※ 冒頭の手書記載事項は行数に数えない。

別表 2

審査請求の対象となった非公開妥当情報一覧		
文書区分	非公開情報	
α	A 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書3頁目中、1行目 39文字目から2行目まで、4行目 18文字目から28文字目まで、12行目、15行目 36文字目から41文字目まで</p>
	B 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書2頁目中、13行目 18文字目から14行目まで、26行目 22文字目から27行目まで、29行目 13文字目から19文字目まで</p> <p>○ 左記文書4頁目中、17行目 19文字目から19行目まで、35行目 19文字目から37行目まで</p> <p>○ 左記文書5頁目中、18行目 25文字目から19行目2文字目まで、同行目 20文字目から20行目まで、23行目から32行目まで</p> <p>○ 左記文書6頁目中、29行目 5文字目から11文字目まで</p> <p>○ 左記文書7頁目中、1行目 8文字目から13文字目まで、17行目 25文字目から30文字目まで、26行目 27文字目から32文字目まで</p> <p>○ 左記文書8頁目中、17行目、20行目 19文字目から22文字目まで、23行目 37文字目から25行目まで、26行目 36文字目から27行目まで、30行目から33行目まで</p>
β	C 文書	<p>特定教職員の心情の吐露及び自己の責任に関する供述</p> <p>○ 左記文書4頁目表中、第2欄第1項のうち4行目 18文字目から5行目まで、9行目 17文字目から23文字目まで、48行目 19文字目から50行目まで</p> <p>○ 左記文書5頁目表中、第2欄第1項のうち1行目から2行目まで、23行目 30文字目から24行目 13文字目まで、同行目 31文字目から26行目まで、同欄第2項のうち13行目 10文字目から16文字目まで、22行目 13文字目から17文字目まで</p> <p>○ 左記文書6頁目表中、第2欄第1項のうち7行目 19文字目から24文字目まで、26行目 6文字目から14文字目まで、29行目 19文字目から22文字目まで、33行目 5文字目から34行目まで、36行目 4文字目から9文字目まで</p>



別表 2 &lt; 続き &gt;

審査請求の対象となった非公開妥当情報一覧		
文書区分	非公開情報	
γ   1	C 文 書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 8 頁目最下段の枠中、2 行目から 12 行目まで、20 行目から 26 行目まで、28 行目から 30 行目まで ○ 左記文書 9 頁目枠中、2 行目から 5 行目まで
	D 文 書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目表中、第 5 欄第 2 項のうち 5 行目から 15 行目まで、第 7 欄第 2 項のうち 1 行目 2 文字目から 4 行目まで、同欄第 3 項のうち 1 行目 2 文字目から 5 行目まで
δ   1	F 文 書	人事上の措置に係る基準を推測させる事項のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、7 行目から 15 行目まで ※ 冒頭の手書記載事項は行数に数えない。

別表 3

公開すべき非公開情報一覧	
文書区分	該当部分
γ   2 C 文書	特定教職員の処分に関する情報のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 8 頁目最下段の枠中、13 行目、15 行目 1 文字目から 4 文字目まで、16 行目、27 行目、32 行目 1 文字目から 4 文字目まで、33 行目 ○ 左記文書 9 頁目の枠中、1 行目
	特定教職員の処分に関する情報のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 8 頁目最下段の枠中、14 行目、15 行目 5 文字目から 16 文字目まで、17 行目から 19 行目まで、31 行目、32 行目 5 文字目から 16 文字目まで、34 行目から 36 行目まで
γ   3 D 文書	特定教職員の処分に関する情報のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目表中、第 5 欄第 2 項のうち 1 行目 2 文字目から 4 行目まで、同欄第 3 項のうち 1 行目 2 文字目から 5 行目まで、第 6 欄第 2 項から同欄第 3 項まで
E 文書	特定教職員の処分に関する情報 ○ 左記文書中、11 行目 2 文字目から 13 文字目まで、13 行目 2 文字目から 13 文字目まで
δ   2 F 文書	特定教職員の処分に関する情報のうち次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目 22 文字目から 25 文字目まで、4 行目から 6 行目まで、16 行目から 18 行目まで、20 行目 ○ 左記文書 3 頁目中、1 行目 21 文字目から 24 文字目まで、4 行目から 10 行目まで、12 行目 ※ 冒頭の手書記載事項は行数に数えない。

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである（特に数え方に指定がある場合はそれに従う。）。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 9 月 1 日	○ 諮問
12 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 号の規定に基づき提出された意見書を収受
平成 30 年 9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 条例第 19 条第 3 項の規定に基づき実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 31 日	○ 条例第 19 条第 3 項の規定に基づき審査請求人に対して資料の提出を依頼
11 月 14 日	○ 条例第 19 条第 3 項が規定する依頼に基づき審査請求人から提出された資料を収受
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 12 月 7 日現在) (五十音順)